

神戸市一時預かり事業（幼稚園型）事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、神戸市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱（以下「要綱」という）にもとづき、一時預かり事業（以下「事業」という。）を円滑かつ適切に実施するため、その事務処理に関し必要な事項を定める。

（対象児童）

第2条 対象児童は要綱第3条の定めるとおりであるが、在園児以外の児童の利用がごく少数の場合は、当該児童の一時預かりを併せて実施することも可能とする。

（一時預かりの利用申請等）

第3条 認定こども園及び幼稚園（以下「認定こども園等」という。）の施設長は、保護者から利用申請書（様式任意）の提出を受ける等により利用希望を確認し、事業にかかる日誌等利用者の氏名、利用時間等必要事項を記録した書類（利用者台帳等、様式任意）を調製しなければならない。

2 前号の必要事項は、実施日、一時預かり開設時間、教育時間、担当教職員氏名とその従事時間、利用園児名とその利用時間及び開始・終了時間とする。

3 認定こども園等の施設長（以下「施設長等」という。）は、事業の利用状況について、毎月「預かり保育補助事業（幼稚園型一時預かり事業）実績調書」（様式第4号）により、市長まで報告しなければならない。

（利用料の徴収）

第4条 施設長等は、保護者から利用料を徴収することができる。

2 施設長等は、利用料を徴収するごとに、保護者あてに領収書を交付する。ただし、口座振替による場合等、別途保護者が納付記録を得ることができる場合はこの限りでない。

なお、幼児教育・保育の無償化の対象者には、「領収書兼提供証明書」を交付し、保管しておくよう伝える。

3 施設長等は、適正に徴収事務を行うため、徴収金台帳（様式任意）を作成のうえ、対象者名、徴収日、徴収金額等を記載し整理保管しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

預かり保育補助事業(幼稚園型一時預かり事業)実績調書【在園児の休日用】

→ボタン押下後、指定する行数分を下から2行目を以降に追加します

《 年 月分》

【標準教育時間 ~ 】

幼稚園又は認定こども園名:

Table with columns: 園児名, 市内児・受託児の別, 受託児の場合、委託元市町名, 年齢, 預かり保育利用時間区分, 利用日数合計. The table contains a grid for recording usage by child and day.

在園児の休日 (計) (13)+(14)+(15)+(16)

- 備考
注1 他の市町村で支給認定を受けた子どもや、市外に居住している子どもは神戸市の補助対象外です。
注2 預かり保育利用時間区分には、利用した日の利用時間ごとに区分して右記の表のとおり番号を付け、その番号を記入してください。
注3 土・日・祝日に行事等で開園し、その振替として平日に休園した場合、行事等による開園日の実績を平日用の報告書に、振替休園の日の実績を休日用の報告書に計上してください。

Table: 利用時間区分表
13 休日の8時間以内(~8h)
14 休日の8時間超10時間未満
15 休日の10時間以上11時間未満
16 休日の11時間以上(11h~)

預かり保育補助事業(幼稚園型一時預かり事業)実績調書【非在園児用】

→ボタン押下後、指定する行数分を下から2行目を以降に追加します

《 年 月分》

【標準教育時間 ~ 】

幼稚園又は認定こども園名:

園児名	市内児・ 受託児の別 (※注1)	受託児 の場合、 委託元 市町名	年齢	預かり保育利用時間区分(※注2)																												利用日数合計						
				日曜日	1金	2土	3日	4月	5火	6水	7木	8金	9土	10日	11月	12火	13水	14木	15金	16土	17日	18月	19火	20水	21木	22金	23土	24日	25月	26火	27水	28木	(17)	(18)	(19)	(20)		
			歳																																			
			歳																																			
			歳																																			
			歳																																			
			歳																																			
			歳																																			
			歳																																			
			歳																																			
			歳																																			
			歳																																			
			歳																																			
			歳																																			
預かり保育利用園児数合計(人)			満3歳																																			
【年齢別】			3歳																																			
			4歳																																			
			5歳																																			
			計																																			

非在園児(計)
(17)+(18)+(19)+(20)

備考

注1 他の市町村で支給認定を受けた子どもや、市外に居住している子どもは神戸市の補助対象外です。居住市町村にお問い合わせしてください。
 注2 預かり保育利用時間区分には、利用した日の利用時間ごとに区分して右記の表のとおり番号を付け、その番号を記入してください。

利用時間区分表	
(17)	非在園児8時間以内(~8h)
(18)	非在園児8時間超10時間未満
(19)	非在園児10時間以上から11時間未満
(20)	非在園児11時間以上(11h~)

預かり保育補助事業(幼稚園型一時預かり事業)実績調査【特別支援児童用】

→ボタン押下後、指定する行数分を下から2行目以降に追加します

《 年 月分》

【標準教育時間 ~ 】

幼稚園又は認定こども園名:

園児名	市内児・ 受託児の 別 (※注1)	受託児 の場合、 委託元 市町名	年齢	預かり保育利用時間区分 (※注2)																												利用 日数 合計 (㉑)				
				日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		28			
				曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		木			
			歳																																	
			歳																																	
			歳																																	
			歳																																	
			歳																																	
			歳																																	
			歳																																	
			歳																																	
			歳																																	
			歳																																	
			歳																																	
預かり保育利用園児数合計(人) 【年齢別】			満3歳																																	
			3歳																																	
			4歳																																	
			5歳																																	
			計																																	

特別支援児童計(㉑)

備考

注1 他の市町村で支給認定を受けた子どもや、市外に居住している子どもは神戸市の補助対象外です。居住市町村にお問い合わせしてください。

注2 預かり保育利用時間区分には、利用した日の利用時間ごとに区分して右記の表のとおり番号を付け、その番号を記入してください。

利用時間区分表	
㉑	特別な支援を要する児童 利用1回あたり

《 年 月分》

神戸市長 あて

幼稚園又は認定こども園名:

下記のとおり報告します。

①+②+③+④在園児の平日	人	⑬+⑭+⑮+⑯在園児の休日	人
②平日の教育標準時間外の4時間超6時間未満	人	⑭休日の8時間超10時間未満	人
③平日の教育標準時間外の6時間以上7時間未満	人	⑮休日の10時間以上11時間未満	人
④平日の教育標準時間外の7時間以上	人	⑯休日の11時間以上(11h~)	人
⑤+⑥+⑦+⑧ 在園児の長期休業日(4時間)	人	⑰+⑱+⑲+⑳非在園児	人
⑥長期休業日の4時間超6時間未満	人	⑱非在園児8時間超10時間未満	人
⑦長期休業日の6時間以上7時間未満	人	⑲非在園児10時間以上から11時間未満	人
⑧長期休業日の7時間以上8時間未満	人	⑳非在園児11時間以上(11h~)	人
⑨+⑩+⑪+⑫ 在園児の長期休業日(8時間)	人	㉑特別支援児童	人
⑩長期休業日の8時間超10時間未満	人		
⑪長期休業日の10時間以上11時間未満	人	合計	人
⑫長期休業日の11時間以上(11h~)	人		

	一時預かり事業(幼稚園型)利用 児童を処遇する職員の氏名	利用児童の 処遇にあつた 時間		一時預かり事業(幼稚園型)利用 児童を処遇する職員の氏名	利用児童の 処遇にあつた 時間
①			⑪		
②			⑫		
③			⑬		
④			⑭		
⑤			⑮		
⑥			⑯		
⑦			⑰		
⑧			⑱		
⑨			⑲		
⑩			⑳		
合計 ①~⑳					

※配置基準上の職員数を超えて加配している方となります。